

## Google AdSense 契約標準約款中の専属的裁判管轄条項に関する米国判例（仮）

吉川英一郎（同志社大学商学部）

本報告では、Ellenberger v. Alphabet, Inc., 2020 U.S. Dist. LEXIS 259353 を採り上げて、検証する。前掲東京地裁と同様に、Google AdSense オンライン契約を扱い、専属的裁判管轄条項が問題となった事案である。

この Ellenberger 事件でも、原告が AdSense 契約条件の契約を結んだ結果、同条件には次の専属的裁判管轄条項が含まれていた：

本契約又は AdSense サービスから発生する、又は本契約に関連するあらゆる請求は……カリフォルニア州サンタ・クララ群に在る連邦裁判所又は州裁判所において、専属的に訴訟追行されるものとする。

結論を述べると、ケンタッキー州西部地区連邦地裁は、このオンライン契約上の専属的裁判管轄条項を有効視している。

アルファベット社は、訴え却下の申立と、予備的に訴え移送の申立を行って、この専属的裁判管轄条項の執行を求めたところ、同連邦地裁は、当事者間の契約交渉で決まった専属的裁判管轄条項を有効と認め執行することは、当事者の正当な期待の保護、ひいては司法制度の重大な利益にかなうというのが、裁判所の基本的スタンスであると判示している。